

見守り契約書

平成30年6月 日

委任者の表示

本籍 東京都世田
住所 兵庫県宝塚市
氏名 山田 太郎 (やまだ だろう)
職業 無職
生年月日 昭和15年 月 日

受任者の表示

住所 大阪市西区
氏名 A

第1条 (契約の目的)

委任者山田太郎 (以下、「山田さん」という。) と受任者Aは、平成29年12月25日締結した任意後見契約が効力を生ずるまでの間、Aが山田さんの生活や健康状態の把握に努めることができる機会を保障し、もって将来の適切な任意後見事務に備えることを目的として、本契約を締結します。

第2条 (訪問および連絡)

Aは、1ヶ月に1回山田さんの自宅を訪問して、山田さんと面談するものとします。

2 前項の訪問日は、山田さんとAとの協議により、その都度適宜定めるものとします。

3 Aは、第1項に定める訪問日以外の日であっても、山田さんの要請があった場合は、隨時訪問面談するものとします。

第3条 (見守り義務)

Aは、前条に定める訪問と連絡を通じて、家庭裁判所に対する任意後見監督人選任の請求をなすべきか否かを、常に考慮し判断しなければなりません。

第4条 (報酬)

山田さんは、Aに対し、第2条第1項 (1回 円) に定める定期的な事務処理等に関する報酬として、年額金 万円 (消費税及び実費は別途) を支払います。支払方法は、本契約締結時に1年分を一括して支払い、以後毎年○月末日までに、1年分を一括して前払いするものとします。なお、本契約が終了したときは、月割り計算により報酬の精算を行うもの

とします。

2 山田さんは、Aに対し、別途報酬として第2条第3項に定める不定期の訪問に関する報酬として、1回の訪問につき金　　円（消費税及び実費は別途）を訪問後すみやかに支払います。

第5条（契約の変更）

本契約の内容について、山田さんまたはAが変更の申し出をしたときは、協議の上いつでも変更できるものとします。

第6条（契約の終了）

本契約は、次の事由により終了します。

- ① 山田さんが死亡又は破産したとき
- ② Aが解散又は破産したとき
- ③ 山田さんについて、後見開始、保佐開始、又は補助開始の審判が確定したとき
- ④ 任意後見契約が解除されたとき
- ⑤ 山田さんについて、任意後見監督人選任の審判が確定したとき

第7条（注意義務）

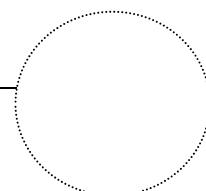
Aは、本委任契約の趣旨及び山田さんの意思を尊重し、山田さんの身上に配慮するとともに善良な管理者の注意義務をもって本件委任事務の遂行にあたらなければならない。

2 Aは、本件委任事務を遂行するにあたって、任意後見契約の作成にかかる別紙ライフプランの内容を尊重しなければならない。

3 Aは、本契約に関する知り得た秘密を、正当な理由なくして第三者に漏らしてはなりません。

【委任者 山田太郎】

住所 _____
氏名 _____



【受任者 A】

大阪市西区立売堀一丁目3番13号 第3富士ビル9F

勝司法書士法人 代表社員 勝猛一